

JCP 神奈川県議会議員団NEWS 2023 年 期 No. 05

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 県庁内
TEL : 045-210-7882 FAX : 045-210-8932

URL <http://www.jcp-kanagawa.com/>
mail : jcp.kanakengidan@gmail.com

最低賃金の大幅な引き上げを求める 神奈川県労働局要請

10/1 から **最低賃金 時間額 1,112 円に**

最低賃金は、地方最低賃金審議会の答申を受けて都道府県労働局長が決定し、毎年10月から改定されます。神奈川県は現在1,071円ですが、神奈川県労働局長は10月1日から1,112円に引き上げる決定を行いました。

41円増の上げ幅は過去最大です。しかし、帝国データバンクによれば昨年通年の値上げは2万5,768品目に及び、今後の予定を含めて今年は累計3万1,036品目に及ぶとされており、「バブル崩壊以降で類を見ない記録的な値上げラッシュ」と指摘しています。

このように、今回の引き上げは物価高騰の後追いに過ぎず、10月からの引き上げ自体は評価するものの、この賃金水準では生活困窮者の生活改善は期待できません。

県議団は9月14日、県議3名と事務局2名、はたの君枝前衆議院議員（衆議院比例南関東ブロック予定候補）、君嶋ちか子前県議（衆議院神奈川18区予定候補）、党県委員会の高山労働対策部長と河野赤旗記者など、10名で神奈川県労働局に要請しました。労働局は、加納圭吾労働基準部長が対応されました。



〔左から〕加納圭吾労働基準部長、大山奈々子県議団長、井坂新哉県議、木佐木忠晶県議、君嶋ちか子前県議（衆議院神奈川18区予定候補）、はたの君枝前衆議院議員（衆議院比例南関東ブロック予定候補）

◆◆神奈川県労働局への要請事項◆◆

- 1 物価高騰の推移によっては最低賃金の臨時改定を行うとともに、早期に時間額1,500円の実現をめざす取り組みを行うこと。
- 2 業務改善助成金にとどまらず、中小企業や小零細事業者に向けた財政支援を含むさらなる支援策の実施を、関係諸機関に働きかけること。
- 3 最低賃金裁判で争われた「5つのごまかし」を是正することと併せて、全国一律の最低賃金制度の確立に向けて、関係諸機関に働きかけること。

（注）詳細は共産党神奈川県議団ホームページ参照

== 大山奈々子県議団長が要請事項について説明 ==

大山奈々子県議団長はまず、今回の最低賃金の引き上げについて、「引き上げ自体は歓迎する」と、共産党は一定の評価をしていることを表明。その上で、全労連の最低生計費調査や中央最低賃金審議会の労働者委員の「最低限必要な賃金水準に到達していない」との指摘や、現在の物価高騰の状況も示して、早期に時給1,500円以上の実現が必要だと説明しました。

さらに、改定最低賃金法は生活保護との整合性を求めているが、「月額」である生活保護費を「時間額」の最低賃金に換算する厚生労働省

の計算方法において、労働時間を実態以上に長く見積もり、最低賃金が低く算出されるなどの5つの根本的問題があることを指摘。この改善と併せて、さらなる引き上げを求めました。

加えて、最低賃金の引き上げには中小企業や小零細事業者への財政支援を含む支援が必要であることを強調し、労働局所管の業務改善助成金にとどまらず、神奈川県労働局から国や県などの関係諸機関に対して、中小企業や小零細事業者に向けたさらなる支援策の実施を働きかけることを、強く求めました。

労働基準部長は要請に理解を示す

要請内容の説明を受け、労働基準部長は「上げ幅としては神奈川県は41円増。全国どこでも最高となった」「労使が議論した結果、両方の立場からこの額となった」「時間額1,500円と臨時改定については、労働者の意見としてしっかり本庁（厚労省）に伝えたい」「まずは41円増の周知徹底に努める」と答弁。要請事項に対して、一定の理解を示しました。

参加者からも様々な声が…

■中小企業支援・事業所支援について

Q: 中小企業から「最低賃金が上がると困る」との話聞く。また、公定価格でやっている保育、介護などは一番苦しく、国が支援しないと改善できない。関係機関に働きかけてほしい。

A: 価格転嫁が進んでいない。燃料や資材の値上がり分を転嫁できない。この取り組みを、中小企業庁の所管なので経済産業省がやってほしい。

■最低賃金引き上げへの認識について

Q: 使用者側も「最低賃金が上がらないとダメ」となってきた。1,500円に異論は出していない。

A: 使用者側も賃上げの必要性を認識している。上げないと神奈川県として人材が集まらない。人手不足がある。方向性は労使一致している。

■最低賃金の算出方法の改善について

Q: 生活保護費の最低賃金額への換算で、平均労働時間を月178.3時間としているのはおかしい。国政要望でも、毎年改善を要求してきた。

最低賃金の算出方法が違う。変えてほしい。

A: 生活保護費との比較の仕方について、従来から問題提起されている。大局的ルールは必要だ。本省（厚労省）に伝える。

■全国一律最低賃金制度の必要性について

Q: 最低賃金の低い県から高い県に人が流れている。生活費は東京も（他県も）変わらない。

A: 企業体力に地域差がある。地域格差を縮める点は、厚労省もそうしたスタンスだ。

目安制度において、今回全国を4ランクから3ランクに変えたのもその表れだ。

■業務改善助成金の課題について

Q: 設備投資をしないと対象にならないのは、問題ではないか。

A: 一過性ではなく、会社が継続的に（経営を）やれる体力をつけてほしいというのがねらいであり、助成金だとそうした制度設計になる。

2023年度最低賃金答申状況

単位：円

都道府県	ランク		2022年度	2023年度	引き上げ額		発効予定日
		目安				目安差額	
北海道	B	40	920	960	40		10月1日
青森県	C	39	853	898	45	+6	10月7日
岩手県	C	39	854	893	39		10月4日
宮城県	B	40	883	923	40		10月1日
秋田県	C	39	853	897	44	+5	10月1日
山形県	C	39	854	900	46	+7	10月14日
福島県	B	40	858	900	42	+2	10月1日
茨城県	B	40	911	953	42	+2	10月1日
栃木県	B	40	913	954	41	+1	10月1日
群馬県	B	40	895	935	40		10月5日
埼玉県	A	41	987	1,028	41		10月1日
千葉県	A	41	984	1,026	42	+1	10月1日
東京都	A	41	1,072	1,113	41		10月1日
神奈川県	A	41	1,071	1,112	41		10月1日
新潟県	B	40	890	931	41	+1	10月1日
富山県	B	40	908	948	40		10月1日
石川県	B	40	891	933	42	+2	10月4日
福井県	B	40	888	931	43	+3	10月1日
山梨県	B	40	898	938	40		10月1日
長野県	B	40	908	948	40		10月1日
岐阜県	B	40	910	950	40		10月1日
静岡県	B	40	944	984	40		10月1日
愛知県	A	41	986	1,027	41		10月1日
三重県	B	40	933	973	40		10月1日
滋賀県	B	40	927	967	40		10月1日
京都府	B	40	968	1,008	40		10月6日
大阪府	A	41	1,023	1,064	41		10月1日
兵庫県	B	40	960	1,001	41	+1	10月1日
奈良県	B	40	896	936	40		10月1日
和歌山県	B	40	889	929	40		10月1日
鳥取県	C	39	854	900	46	+7	10月5日
島根県	B	40	857	904	47	+7	10月6日
岡山県	B	40	892	932	40		10月1日
広島県	B	40	930	970	40		10月1日
山口県	B	40	888	928	40		10月1日
徳島県	B	40	855	896	41	+1	10月1日
香川県	B	40	878	918	40		10月1日
愛媛県	B	40	853	897	44	+4	10月6日
高知県	C	39	853	897	44	+5	10月8日
福岡県	B	40	900	941	41	+1	10月6日
佐賀県	C	39	853	900	47	+8	10月14日
長崎県	C	39	853	898	45	+6	10月13日
熊本県	C	39	853	898	45	+6	10月8日
大分県	C	39	854	899	45	+6	10月6日
宮崎県	C	39	853	897	44	+5	10月6日
鹿児島県	C	39	853	897	44	+5	10月6日
沖縄県	C	39	853	896	43	+4	10月8日
全国加重平均			961	1,004	43		

【出典】厚労省HP「令和5年度地域別最低賃金答申状況」より

最低賃金の引き上げとセットで周知する。

■生活保護制度及び地域格差の是正について

Q: あらためて生活苦を感じる。生活保護費が10月から引き上げられるが、65歳以上の高齢者は（給付が）変わらない。

級地区分があるが、生活費は東京も神奈川県内においてもあまり変わらない。級地区分を見直すべき。地域格差の是正を。